

呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）第19条の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの個人情報保護制度の運用状況を公表します。

令和5年8月8日

呉市長 新原芳明

1 個人情報取扱事務の登録件数について

各実施機関共通	10
市長	585
消防長	54
上下水道事業管理者	25
議会	16
教育委員会	33
選挙管理委員会	12
公平委員会	1
監査委員	4
農業委員会	6
固定資産評価審査委員会	1
合計	747

※別表1～3参照

2 目的外利用・外部提供の状況（個別的なもの）

- (1) 目的外利用件数 29件
- (2) 外部提供件数 378件

※別表4参照

3 開示請求等の状況

- (1) 開示請求 18件
- (2) 訂正請求 0件
- (3) 利用停止請求 0件

※別表5参照

4 個人情報の簡易開示の状況 92件

※別表6参照

別表 1

部等名	課・室等名	事務件数			記録項目									
		うち電算処理によるもの	増減件数	合計	基本的事項	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	思想・信条等	収集根拠（※条例第7条第6項該当号）		その他の項目	
											第1号（法令の規定に基づく収集）	第2号（審議会答申に基づく収集）		
合計		739	293	8	747	746	172	206	279	305	15	4	11	40
各実施機関共通		10	4	0	10	10	2	3	7	7	3	0	3	3
市長	小計	576	249	9	585	584	126	149	175	227	6	1	5	29
	総務部	17	18	4	21	21	0	2	9	3	0	0	0	1
	企画部	2	2	0	2	2	0	2	1	0	0	0	0	1
	財務部	31	14	0	31	31	3	6	9	20	0	0	0	0
	市民部	131	45	0	131	130	8	21	16	12	1	1	0	4
	文化スポーツ部	19	3	0	19	19	3	1	5	2	0	0	0	2
	福祉保健部	171	94	1	172	172	109	96	68	68	2	0	2	12
	環境部	30	10	4	34	34	1	8	15	10	0	0	0	7
	産業部	78	27	0	78	78	0	0	33	30	0	0	0	0
	都市部	75	34	0	75	75	2	9	12	63	0	0	0	2
	土木部	20	2	0	20	20	0	4	6	17	3	0	3	0
	会計課	2	0	0	2	2	0	0	1	2	0	0	0	0
消防長		55	8	-1	54	54	19	15	45	30	0	0	0	0
上下水道事業管理者		25	9	0	25	25	0	9	11	18	0	0	0	1
議会		16	1	0	16	16	0	3	5	2	1	1	0	0
教育委員会		33	12	0	33	33	23	25	31	13	4	1	3	2
選挙管理委員会		12	9	0	12	12	1	0	3	0	1	1	0	0
公平委員会		1	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1
監査委員		4	0	0	4	4	0	0	1	2	0	0	0	4
農業委員会		6	1	0	6	6	0	1	0	4	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

部等名	課・室等名	収集方法																		
		本人							本人以外						収集先					
		(仮) 収集目的明示あり	うち目的明示しないもの	明示しない根拠(※条例第7条第5項該当号)				1号(法令の規定に基づく収集)	2号(本人同意に基づく収集)	3号(公表物からの収集)	4号(緊急やむを得ないため)	5号(本人収集が困難であるため)	6号(審議会答申に基づく収集)	他の実施機関	他の公的機関	民間・私人	公表物	その他		
				1号(緊急の必要があるため)	2号(本人の権利利益が阻害されるため)	3号(事務事業執行上支障があるため)	4号(利用目的が明らかであるため)													
合計		693	169	524	45	3	5	510	339	148	178	34	41	15	21	58	109	42	12	225
各実施機関共通		9	4	5	0	0	0	5	8	6	3	6	0	0	6	7	7	6	5	7
市長	小計	548	128	420	32	3	5	409	253	112	148	23	29	13	7	21	75	26	4	180
	総務部	20	6	14	0	0	0	14	4	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1	3
	企画部	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財務部	29	14	15	0	0	2	13	13	12	1	4	0	0	0	0	9	3	0	8
	市民部	126	24	102	0	0	1	101	27	16	13	0	0	1	0	3	13	8	0	15
	文化スポーツ部	18	2	16	0	0	0	16	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	福祉保健部	155	45	110	5	3	1	102	116	56	73	0	5	10	6	11	26	10	0	90
	環境部	33	12	21	0	0	0	21	9	7	1	1	0	0	0	1	0	1	7	7
	産業部	73	7	66	0	0	0	66	21	2	16	3	0	0	0	10	3	0	9	9
	都市部	72	7	65	27	0	0	66	52	13	42	6	24	0	1	5	8	2	2	45
	土木部	18	7	11	0	0	1	10	10	3	1	8	0	2	0	1	8	0	0	3
	会計課	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長		50	1	49	12	0	0	49	21	4	7	1	9	0	0	5	9	3	1	8
上下水道事業管理者		25	6	19	0	0	0	19	11	7	4	2	0	0	0	3	3	0	0	6
議会		14	9	5	0	0	0	5	9	3	7	1	0	0	1	8	8	5	1	2
教育委員会		30	11	19	1	0	0	18	25	6	9	1	2	2	7	5	1	0	0	22
選挙管理委員会		8	4	4	0	0	0	4	6	5	0	0	1	0	0	5	4	0	0	0
公平委員会		1	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0
監査委員		1	0	1	0	0	0	1	3	2	1	0	0	0	0	2	0	1	0	0
農業委員会		6	6	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		1	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

部等名	課・室等名	目的外利用・外部提供（経常的に取扱っている事務の件数）														
		例外利用	当該部署	他の部署	外部提供	他の実施機関	他の公的機関	民間・私人	その他	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）						
										1号（法令の規定に基づくもの）	2号（本人同意に基づくもの）	3号（公表情報であるもの）	4号（緊急かつやむを得ない理由があるもの）	5号（統計等の目的であるもの）	6号（相当の理由があるもの）	7号（審議会答申に基づくもの）
合計		44	0	44	24	9	13	4	1	18	17	0	0	2	50	1
各実施機関共通		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市長	小計	44	0	44	21	8	12	2	1	17	15	0	0	2	49	1
	総務部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企画部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財務部	4	0	4	3	2	3	0	0	5	4	0	0	0	6	0
	市民部	4	0	4	5	2	3	0	0	4	0	0	0	2	9	0
	文化スポーツ部	0	0	0	2	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	1
	福祉保健部	35	0	35	11	4	6	0	1	8	10	0	0	0	33	0
	環境部	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	産業部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都市部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土木部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者		0	0	0	3	1	1	2	0	1	2	0	0	0	1	0
議会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

## 個人情報目的外の内部での利用及び外部への提供の状況 【公表用】

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）						備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号		7号（該当する審議会の答申番号等）
1	目的外利用	呉市保育施設等従事者慰労金給付対象者に係る給与振込口座情報	令和4年5月20日	実施	市長	総務部	人事課	子育て支援課						○		271件
2	目的外利用	呉市保育施設等従事者慰労金給付対象者に係る給与振込口座情報	令和4年5月20日	実施	市長	総務部	人事課	子育て施設課						○		149件
3	外部提供	固定資産税・都市計画税賦課事務に関する個人情報	令和4年3月16日	開始	市長	財務部	資産税課	広島県西部県税事務所	地方税法第73条の18第3項							
4	目的外利用	固定資産税・都市計画税賦課事務に関する個人情報	令和4年4月4日	実施	市長	財務部	資産税課	都市計画課						○		
5	外部提供	固定資産税・都市計画税賦課事務に関する個人情報	令和4年4月6日	開始	市長	財務部	資産税課	呉市上下水道局						○		
6	外部提供	固定資産税・都市計画税賦課事務に関する個人情報	令和4年5月25日	実施	市長	財務部	資産税課	呉市農業委員会						○		
7	外部提供	固定資産税・都市計画税賦課事務に関する個人情報	令和4年11月24日	開始	市長	財務部	資産税課	呉税務署	国税通則法第74条の12第1項							
8	目的外利用	固定資産税・都市計画税賦課事務に関する個人情報	令和4年11月30日	実施	市長	財務部	資産税課	建築指導課	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項							
9	外部提供	要介護認定に関する個人情報	令和4年4月11日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1名分
10	外部提供	要介護認定に関する個人情報	令和4年4月20日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	広島県広警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1名分
11	外部提供	要介護認定に関する個人情報	令和4年4月20日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1名分
12	外部提供	介護保険高額介護サービス費等に関する個人情報	令和4年5月12日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	愛媛県						○		1名分
13	外部提供	被爆者一般疾病医療費支給に係る高額介護サービス費の支給状況	令和4年5月13日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	広島県						○		1名分
14	外部提供	要介護認定に関する個人情報	令和4年5月23日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	広島弁護士会							別表3-1（弁護士法第23条の2）	1名分
15	外部提供	介護保険利用者助成金の支給決定に係る高額介護サービス費の支給状況について	令和4年6月21日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	広島県						○		1名分

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）						備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号		7号（該当する審議会の答申番号等）
16	目的外利用	介護保険高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費に関する個人情報	令和4年7月6日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	障害福祉課	障害者総合支援法施行令第43条の5第6項							1名分
17	外部提供	介護保険利用者助成金の支給決定に係る高額介護サービス費の支給状況について	令和4年7月15日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	広島県		○						1名分
18	外部提供	広島原爆特別養護ホームにおける養護に伴う費用負担額減額設定申出書に関する個人情報	令和4年8月8日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	広島県		○						2名分
19	目的外利用	介護保険高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費に関する個人情報	令和4年8月12日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	障害福祉課	障害者総合支援法施行令第43条の5第6項							1名分
20	目的外利用	呉市家族介護慰労金支給要件の対象者に関する個人情報	令和4年8月26日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	高齢者支援課						○		1名分
21	外部提供	重度心身障害者介護保険利用負担助成事業対象者に関する個人情報	令和4年10月5日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	広島市						○		1名分
22	外部提供	要介護認定に関する個人情報	令和4年10月18日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	神奈川県弁護士会							別表3-1（弁護士法第23条の2）	1名分
23	目的外利用	介護保険高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費に関する個人情報	令和4年10月21日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	障害福祉課	障害者総合支援法施行令第43条の5第6項							1名分
24	外部提供	介護保険高額介護サービス費等に関する個人情報	令和4年11月7日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	愛媛県		○						1名分
25	外部提供	要介護認定に関する個人情報	令和4年12月6日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	呉区検察庁	刑事訴訟法第197条第2項							1名分
26	外部提供	介護保険利用者助成金の支給決定に係る高額介護サービス費の支給状況について	令和4年12月9日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	広島県		○						2名分
27	外部提供	介護保険利用者助成金の支給決定に係る高額介護サービス費の支給状況について	令和4年12月21日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	広島県		○						1名分
28	目的外利用	居所不明被保険者に関する個人情報	令和4年12月23日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	市民窓口課						○		7名分

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会の答申番号等）	
29	外部提供	重度心身障害者介護保険利用負担助成事業対象者に関する個人情報	令和5年1月4日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	広島市						○		1名分
30	外部提供	介護保険利用者助成金の支給決定に係る高額介護サービス費の支給状況について	令和5年1月19日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	広島県		○						2名分
31	外部提供	重度心身障害者介護保険利用負担助成事業対象者に関する個人情報	令和5年1月23日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	広島市						○		1名分
32	目的外利用	呉市家族介護慰労金支給要件の対象者に関する個人情報	令和5年2月3日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	高齢者支援課						○		1名分
33	目的外利用	介護保険高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費に関する個人情報	令和5年2月13日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	障害福祉課	障害者総合支援法施行令第43条の5第6項							1名分
34	外部提供	重度心身障害者介護保険利用負担助成事業対象者に関する個人情報	令和5年2月20日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	広島市						○		1名分
35	目的外利用	介護保険高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費に関する個人情報	令和5年3月24日	実施	市長	福祉保健部	介護保険課	障害福祉課	障害者総合支援法施行令第43条の5第6項							1名分
36	外部提供	相談履歴等	令和4年6月21日	実施	市長	福祉保健部	地域保健課	広島県西部こども家庭センター	児童虐待の防止等に関する法律第13条の4、第5条の2、児童福祉法第12条2項、第11条1項2号ハ、第25条の3							4名
37	外部提供	相談履歴等	令和4年8月24日	実施	市長	福祉保健部	地域保健課	広島家庭裁判所呉支所	家事事件手続法第62条家事事件手続規則45条							3名
38	外部提供	新型コロナウイルス感染症対応発生届等	令和4年12月19日	実施	市長	福祉保健部	地域保健課	広島家庭裁判所呉支所	民事訴訟法第186条 民事訴訟法第226条							1名

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）						備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号		7号（該当する審議会の答申番号等）
39	外部提供	相談履歴等	令和5年2月3日	実施	市長	福祉保健部	地域保健課	広島県広警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1名
40	目的外利用	旅館業法に基づく営業施設情報	令和4年4月6日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課	観光振興課						○		150件
41	目的外利用	旅館業法に基づく営業施設情報	令和4年5月16日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課	観光振興課						○		149件
42	外部提供	食品衛生営業施設に関する施設情報	令和4年6月6日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課	広島県警察	刑事訴訟法第197条第2項							1件
43	外部提供	食品衛生営業施設に関する施設情報	令和4年6月6日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課	広島県広警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1件
44	外部提供	食品衛生営業施設に関する施設情報	令和4年6月16日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							44件
45	外部提供	食品衛生営業施設に関する施設情報	令和4年6月30日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1件
46	目的外利用	薬事営業施設に関する施設情報	令和4年6月30日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課	高齢者支援課						○		141件
47	目的外利用	旅館業法に基づく営業施設情報	令和4年10月3日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課	観光振興課						○		148件
48	外部提供	食品衛生営業施設に関する施設情報	令和4年12月6日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課	広島県警察	刑事訴訟法第197条第2項							1件
49	目的外利用	旅館業法に基づく営業施設情報	令和5年1月5日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課	観光振興課						○		149件
50	外部提供	美容営業施設に関する施設情報	令和5年1月11日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課	東京国税局	国税徴収法第146条の2							1件
51	外部提供	食品衛生営業施設に関する施設情報	令和5年1月13日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課	広島県	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項							1件
52	目的外利用	食品衛生営業施設に関する施設情報	令和5年2月1日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課	土木総務課						○		1件
53	外部提供	食品衛生営業施設に関する施設情報	令和5年2月24日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課	広島県広警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1件
54	外部提供	店舗経営者に関する情報	令和5年3月2日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課	広島弁護士会	弁護士法第30条の21、第23条の2第1項							4件
55	外部提供	犬の登録者情報、登録犬情報	令和4年4月13日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課動物愛護センター	広島県広警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1件
56	外部提供	犬の登録者情報、登録犬情報	令和4年5月23日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課動物愛護センター	広島県広島南警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1件

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。



整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）	
57	外部提供	犬の登録者情報，登録犬情報	令和4年5月24日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課動物愛護センター	広島県広警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1件
58	外部提供	犬の登録者情報，登録犬情報	令和4年10月26日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課動物愛護センター	広島県江田島警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1件
59	外部提供	犬の登録者情報，登録犬情報	令和4年10月26日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課動物愛護センター	広島県江田島警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1件
60	外部提供	犬の登録者情報，登録犬情報	令和4年11月1日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課動物愛護センター	広島県広警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1件
61	外部提供	犬の登録者情報，登録犬情報	令和5年2月21日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課動物愛護センター	広島県東広島警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1件
62	外部提供	犬の登録者情報，登録犬情報	令和5年3月3日	実施	市長	福祉保健部	生活衛生課動物愛護センター	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1件
63	目的外利用	施設入所者データ	令和4年8月5日	開始	市長	福祉保健部	障害福祉課	福祉保健課							○	
64	目的外利用	児童発達支援利用者データ	令和4年10月24日	開始	市長	福祉保健部	障害福祉課	子育て支援課							○	
65	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年4月14日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							2名
66	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年4月26日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県広島南警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
67	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年4月26日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	兵庫県警察本部	刑事訴訟法第197条第2項							
68	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年5月10日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
69	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年5月11日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県広警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
70	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年5月13日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
71	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年5月16日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県警察本部	刑事訴訟法第197条第2項							

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）						備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号		7号（該当する審議会等の答申番号等）
72	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年5月25日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
73	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年6月1日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
74	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年6月1日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	呉区検察庁	刑事訴訟法第197条第2項							1名
75	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年6月13日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	呉区検察庁	刑事訴訟法第507条							2名
76	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年6月30日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
77	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年6月30日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
78	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年7月1日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県広警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
79	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年7月4日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県広警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
80	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年7月6日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県警察本部	刑事訴訟法第197条第2項							
81	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年7月7日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県警察本部	刑事訴訟法第197条第2項							
82	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年7月14日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							2名
83	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年7月19日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
84	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年7月20日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	呉区検察庁	刑事訴訟法第507条							
85	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年7月21日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
86	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年7月25日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
87	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年7月26日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	呉区検察庁	刑事訴訟法第507条							
88	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年8月1日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	呉区検察庁	刑事訴訟法第507条							
89	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年8月3日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
90	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年8月4日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	沖縄県糸満警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
91	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年8月5日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	呉区検察庁	刑事訴訟法第507条							
92	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年8月16日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	沖縄県糸満警察署	刑事訴訟法第197条第2項							

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）	
93	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年8月22日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県広警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
94	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年9月6日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	沖縄県糸満警察署	刑事訴訟法第197条第2項							2名
95	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年9月7日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
96	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年9月21日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県広警察署	刑事訴訟法第197条第2項							2名
97	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年10月5日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
98	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年10月11日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県三原警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
99	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年10月25日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	山口県宇部警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
100	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年11月2日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
101	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年12月6日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	愛媛県松山西警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
102	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年12月6日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県安佐北警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
103	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年12月8日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県海田警察署	刑事訴訟法第197条第2項							2名
104	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和4年12月22日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
105	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和5年3月1日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
106	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和5年3月9日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県尾道警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
107	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和5年3月14日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県広警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
108	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和5年3月20日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県広警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
109	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和5年3月30日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県警察本部	刑事訴訟法第197条第2項							
110	外部提供	生活保護受給に関する個人情報	令和5年3月30日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
111	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年6月6日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	観音寺市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
112	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年6月14日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	大和市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
113	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年6月20日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	大阪市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
114	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年6月23日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	新居浜市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
115	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年6月28日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	佐賀市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
116	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年6月28日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	稲沢市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
117	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年6月29日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	箕面市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
118	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年6月30日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	庄原市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
119	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月1日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	小牧市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
120	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月1日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	泉佐野市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
121	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月1日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	志免町	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
122	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月4日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	三田市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
123	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月4日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	高砂市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
124	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月4日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	美祢市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
125	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月8日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	東京都墨田区	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
126	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月12日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	赤穂市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
127	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月12日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	和水町	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
128	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月13日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	大津市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
129	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月13日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	国立市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
130	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月14日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	府中町	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
131	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月14日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	東京都北区	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
132	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月14日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	川口市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
133	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月15日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	和泉市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
134	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月15日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	西脇市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
135	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月15日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	高梁市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。



整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
136	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月15日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	湖南省	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
137	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月15日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	三豊市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
138	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月19日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	藤沢市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
139	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月20日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	各務原市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
140	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月20日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	海田町	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
141	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月20日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	熊野町	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
142	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月21日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	広尾町	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
143	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月21日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	岩倉市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
144	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月22日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	今治市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
145	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月22日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	福山市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理 番号	目的外利用又 は外部提供の 別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年 月日	実施 又は 開始 の別	実施機 関	担当部等	担当課等	例外利用をす る部署又は外 部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項 該当号）							備考（提供 する個人情 報に係る本 人の数等）	
									1号（該当す る法令名及び 条項）	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7号（該当 する審議会 の答申番号 等）		
146	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月22日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	廿日市市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
147	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月22日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	日向市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
148	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月25日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	米子市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
149	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月25日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	田川市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
150	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月25日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	石巻市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
151	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月26日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	福山市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
152	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月27日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	東広島市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
153	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月27日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	羽曳野市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
154	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月27日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	高岡市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
155	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月28日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	糸島市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
156	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月28日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	姫路市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
157	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月29日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	東京都板橋区	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
158	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月29日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	周南市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
159	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月29日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	常滑市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
160	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月29日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	廿日市市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
161	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月29日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	南あわじ市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
162	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年7月29日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	江別市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
163	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月1日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	福山市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
164	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月1日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	姫路市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
165	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月1日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	春日井市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
166	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月2日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	鳥取市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
167	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月2日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	名護市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
168	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月3日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	松江市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
169	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月3日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	海田町	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
170	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月5日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	南砺市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
171	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月8日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	相生市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
172	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月8日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	福山市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
173	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月8日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	市原市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
174	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月9日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	広島市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
175	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月10日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	福山市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。



整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
176	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月10日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	調布市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
177	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月10日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	松阪市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
178	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月15日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	常陸大宮市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
179	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月16日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	鈴鹿市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
180	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月18日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	東京都江戸川区	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
181	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月18日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	三原市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
182	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月19日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	芳賀町	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
183	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月19日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	守口市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
184	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月19日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	唐津市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
185	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月19日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	高石市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
186	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月22日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	東京都大田区	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
187	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月23日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	山陽小野田市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
188	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月23日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	佐伯市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
189	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月24日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	焼津市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
190	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月26日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	福山市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
191	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月29日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	豊見城市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
192	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月30日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	広島市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
193	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月30日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	東京都葛飾区	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
194	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月31日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	亀山市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
195	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年8月31日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	尾道市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
196	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年9月1日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	廿日市市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
197	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年9月1日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	府中市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
198	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年9月1日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	松原市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
199	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年9月5日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	多可町	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
200	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年9月7日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	広島市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理 番号	目的外利用又 は外部提供の 別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年 月日	実施 又は 開始 の別	実施機 関	担当部等	担当課等	例外利用をす る部署又は外 部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項 該当号）							備考（提供 する個人情 報に係る本 人の数等）	
									1号（該当す る法令名及び 条項）	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7号（該当 する審議会 の答申番号 等）		
201	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年9月8日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援 課（住民 税非課税 世帯等臨 時特別給 付金プロ ジェクト チーム）	姫路市	公的給付の支 給等の迅速か つ確実な実施 のための預貯 金口座の登録 等に関する法 律第11条								
202	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年9月9日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援 課（住民 税非課税 世帯等臨 時特別給 付金プロ ジェクト チーム）	尼崎市	公的給付の支 給等の迅速か つ確実な実施 のための預貯 金口座の登録 等に関する法 律第11条								
203	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年9月12日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援 課（住民 税非課税 世帯等臨 時特別給 付金プロ ジェクト チーム）	岡山市	公的給付の支 給等の迅速か つ確実な実施 のための預貯 金口座の登録 等に関する法 律第11条								
204	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年9月13日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援 課（住民 税非課税 世帯等臨 時特別給 付金プロ ジェクト チーム）	三原市	公的給付の支 給等の迅速か つ確実な実施 のための預貯 金口座の登録 等に関する法 律第11条								
205	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年9月13日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援 課（住民 税非課税 世帯等臨 時特別給 付金プロ ジェクト チーム）	犬山市	公的給付の支 給等の迅速か つ確実な実施 のための預貯 金口座の登録 等に関する法 律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理 番号	目的外利用又 は外部提供の 別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年 月日	実施 又は 開始 の別	実施機 関	担当部等	担当課等	例外利用をす る部署又は外 部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項 該当号）							備考（提供 する個人情 報に係る本 人の数等）	
									1号（該当す る法令名及び 条項）	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7号（該当 する審議会 の答申番号 等）		
206	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年9月14日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	福知山市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
207	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年9月15日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	吉賀町	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
208	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年9月21日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	尾道市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
209	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年9月21日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	府中市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
210	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年9月22日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	三原市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
211	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年9月22日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	広島市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
212	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年9月29日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	広島市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
213	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年9月30日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	三原市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
214	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年10月4日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	竹原市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
215	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年10月4日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	宇城市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。



整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
216	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年10月5日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	松山市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
217	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年10月5日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	倉敷市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
218	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年10月6日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	宇都宮市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
219	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年10月7日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	宇土市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
220	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年10月12日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	宮古島市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
221	外部提供	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給対象者情報	令和4年10月24日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	東京都江戸川区	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
222	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年10月25日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	府中市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
223	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年10月25日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	福井市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
224	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給対象者情報	令和4年10月26日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	町田市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
225	外部提供	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給対象者情報	令和4年11月25日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	東京都板橋区	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理 番号	目的外利用又 は外部提供の 別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年 月日	実施 又は 開始 の別	実施機 関	担当部等	担当課等	例外利用をす る部署又は外 部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項 該当号）							備考（提供 する個人情 報に係る本 人の数等）	
									1号（該当す る法令名及び 条項）	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7号（該当 する審議会 の答申番号 等）		
226	外部提供	電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金支給対象者情報	令和4年11月25日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援 課（住民 税非課税 世帯等臨 時特別給 付金プロ ジェクト チーム）	八尾市	公的給付の支 給等の迅速か つ確実な実施 のための預貯 金口座の登録 等に関する法 律第11条								
227	外部提供	電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金支給対象者情報	令和4年12月2日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援 課（住民 税非課税 世帯等臨 時特別給 付金プロ ジェクト チーム）	高梁市	公的給付の支 給等の迅速か つ確実な実施 のための預貯 金口座の登録 等に関する法 律第11条								
228	外部提供	住民税非課税世帯等に対する臨 時特別給付金支給対象者情報	令和4年12月2日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援 課（住民 税非課税 世帯等臨 時特別給 付金プロ ジェクト チーム）	竹原市	公的給付の支 給等の迅速か つ確実な実施 のための預貯 金口座の登録 等に関する法 律第11条								
229	外部提供	電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金支給対象者情報	令和4年12月5日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援 課（住民 税非課税 世帯等臨 時特別給 付金プロ ジェクト チーム）	尾道市	公的給付の支 給等の迅速か つ確実な実施 のための預貯 金口座の登録 等に関する法 律第11条								
230	外部提供	電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金支給対象者情報	令和4年12月7日	実施	市長	福祉保健 部	生活支援 課（住民 税非課税 世帯等臨 時特別給 付金プロ ジェクト チーム）	庄原市	公的給付の支 給等の迅速か つ確実な実施 のための預貯 金口座の登録 等に関する法 律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
231	外部提供	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給対象者情報	令和4年12月14日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	広島市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
232	外部提供	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給対象者情報	令和4年12月19日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	坂出市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
233	外部提供	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給対象者情報	令和4年12月20日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	茂原市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
234	外部提供	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給対象者情報	令和5年1月13日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	安城市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
235	外部提供	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給対象者情報	令和5年1月18日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	宇部市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）		
236	外部提供	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給対象者情報	令和5年1月20日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	豊後高田市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
237	外部提供	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給対象者情報	令和5年2月3日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	海田町	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
238	外部提供	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給対象者情報	令和5年2月15日	実施	市長	福祉保健部	生活支援課（住民税非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム）	掛川市	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条								
239	目的外利用	児童手当・乳幼児等医療・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の認定に関する情報	令和4年4月1日	開始	市長	福祉保健部	子育て支援課	債権回収対策室	国税徴収法第141条								8件
240	目的外利用	乳幼児等医療・ひとり親家庭等医療費の認定に関する情報	令和4年4月1日	開始	市長	福祉保健部	子育て支援課	保険年金課							○		乳幼児等医療 約500,693件/月 ひとり親家庭等医療 約136,526件/月
241	目的外利用	児童扶養手当の認定に関する情報	令和4年4月1日	開始	市長	福祉保健部	子育て支援課	子育て施設課							○		856件
242	目的外利用	児童手当・乳幼児等医療・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の認定に関する情報	令和4年4月1日	開始	市長	福祉保健部	子育て支援課	子育て施設課	こども・子育て支援法第16条								3件

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）						備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号		7号（該当する審議会の答申番号等）
243	外部提供	児童手当・乳幼児等医療・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の認定に関する情報	令和4年4月1日	開始	市長	福祉保健部	子育て支援課	呉市教育委員会						○		1,504件
244	目的外利用	児童扶養手当の認定に関する情報	令和4年4月1日	開始	市長	福祉保健部	子育て支援課	環境政策課		○						41件
245	目的外利用	児童扶養手当の認定に関する情報	令和4年4月1日	開始	市長	福祉保健部	子育て支援課	生活支援課						○		1件
246	目的外利用	保育所・認定こども園・幼稚園等入所者データ	令和4年9月22日	実施	市長	福祉保健部	子育て施設課	子育て支援課	児童福祉法第10条第1項第1号及び第3号児童虐待の防止等に関する法律第13条の4							10,872名
247	外部提供	灰ヶ峰展望台防犯カメラの記録映像	令和4年4月22日	実施	市長	産業部	観光振興課	広島県海田警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
248	外部提供	灰ヶ峰展望台防犯カメラの記録映像	令和4年8月29日	実施	市長	産業部	観光振興課	広島県広警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
249	目的外利用	建築確認申請に関する個人情報	令和4年4月1日	開始	市長	都市部	建築指導課	資産税課	地方税法第20条の11							1415件
250	目的外利用	呉市危険建物除去促進事業にかかる情報	令和4年12月27日	実施	市長	都市部	建築指導課	資産税課	地方税法第20条の12							80件
251	外部提供	市営住宅入居者に関する個人情報	令和4年5月25日	実施	市長	都市部	住宅政策課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
252	外部提供	市営住宅入居者に関する個人情報	令和5年3月30日	開始	市長	都市部	住宅政策課	千葉県我孫子警察署	刑事訴訟法第197条第2項							
253	外部提供	事件捜査に関する個人情報	令和5年3月31日	実施	消防長	消防局	消防総務課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							2名分
254	外部提供	災害等報告に関する個人情報	令和4年4月26日	実施	消防長	消防局	警防課	呉海上保安部	刑事訴訟法第197条第2項							5名分
255	外部提供	救急事故（交通事故）に関する個人情報	令和4年5月10日	実施	消防長	消防局	警防課	広島弁護士会							別表3-1（弁護士法第23条の2）	1名分
256	外部提供	災害等報告に関する個人情報	令和4年6月29日	実施	消防長	消防局	警防課	呉海上保安部	刑事訴訟法第197条第2項							2名分
257	外部提供	災害等報告に関する個人情報	令和4年7月5日	実施	消防長	消防局	警防課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							3名分
258	外部提供	災害等報告に関する個人情報	令和4年8月3日	実施	消防長	消防局	警防課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							5名分
259	外部提供	119番通報受付情報に関する個人情報	令和4年10月11日	実施	消防長	消防局	警防課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1名分

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理 番号	目的外利用又 は外部提供の 別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年 月日	実施 又は 開始 の別	実施機 関	担当部等	担当課等	例外利用をす る部署又は外 部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項 該当号）							備考（提供 する個人情 報に係る本 人の数等）	
									1号（該当す る法令名及び 条項）	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7号（該当 する審議会 の答申番号 等）		
260	外部提供	救急事故（交通事故）に関する個人情報	令和4年10月24日	実施	消防長	消防局	警防課	保険会社		○							1名分
261	外部提供	災害等報告に関する個人情報	令和4年11月9日	実施	消防長	消防局	警防課	広島県広警察署	刑事訴訟法第197条第2項								6名分
262	外部提供	災害等報告に関する個人情報	令和4年11月30日	実施	消防長	消防局	警防課	東京地方裁判所	民事訴訟法226条								8名分
263	外部提供	災害等報告に関する個人情報	令和5年1月30日	実施	消防長	消防局	警防課	広島県広警察署	刑事訴訟法第197条第2項								17名分
264	外部提供	防犯カメラ録画映像に関する個人情報	令和5年1月30日	実施	消防長	消防局	警防課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項								1名分
265	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年4月4日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								5名分
266	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年4月6日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								3名分
267	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年4月7日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								3名分
268	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年4月12日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	群馬県警察本部	刑事訴訟法第197条第2項								2名分
269	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年4月12日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								2名分
270	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年4月13日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	広島県警察本部	刑事訴訟法第197条第2項								8名分
271	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年4月14日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								2名分
272	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年4月18日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								2名分
273	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年4月20日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長						○			1名分
274	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年4月20日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								6名分
275	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年4月22日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								1名分

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会の答申番号等）		
276	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年4月26日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条								3名分
277	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年4月28日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条								4名分
278	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年5月9日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条								2名分
279	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年5月9日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長						○			3名分
280	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年5月12日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条								4名分
281	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年5月16日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項								1名分
282	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年5月16日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条								2名分
283	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年5月18日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条								2名分
284	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年5月20日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	地方税法第20条の11								37名分
285	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年5月23日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条								3名分
286	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年5月26日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条								2名分
287	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年5月26日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長						○			3名分
288	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年5月26日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項								2名分
289	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年5月30日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条								3名分

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。



整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会の答申番号等）	
290	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年5月31日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項							3名分
291	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年6月1日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							4名分
292	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年6月3日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							3名分
293	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年6月6日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	福岡県中央警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1名分
294	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年6月14日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							2名分
295	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年6月14日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	広島県東広島警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1名分
296	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年6月22日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							2名分
297	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年6月24日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							2名分
298	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年6月27日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							2名分
299	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年6月29日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							3名分
300	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年6月30日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							4名分
301	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年7月1日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							2名分
302	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年7月4日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	地方税法第20条の11							2名分
303	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年7月5日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							5名分

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）	
304	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年7月7日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長						○		650名分
305	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年7月8日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							1名分
306	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年7月11日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							1名分
307	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年7月13日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							3名分
308	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年7月15日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							2名分
309	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年7月19日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	弁護士法人あすか 呉事務所						○		2名分
310	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年7月20日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							1名分
311	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年7月25日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1名分
312	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年7月27日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							3名分
313	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年7月28日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	安芸総合法律事務所			○					1名分
314	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年7月28日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							2名分
315	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年8月2日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							2名分
316	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年8月9日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							2名分
317	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年8月17日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							5名分

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）						備考（提供する個人情報に係る本人の数等）	
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号		7号（該当する審議会等の答申番号等）
318	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年8月23日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	福岡県中央警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1名分
319	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年8月24日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							4名分
320	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年8月26日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							3名分
321	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年8月30日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							3名分
322	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年8月30日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長						○		3名分
323	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年8月31日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	広島県尾道警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1名分
324	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年9月1日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							3名分
325	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年9月5日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							6名分
326	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年9月7日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長						○		143333名分
327	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年9月7日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							3名分
328	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年9月9日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							2名分
329	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年9月14日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							2名分
330	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年9月16日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							2名分
331	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年9月20日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	新潟県新潟中央警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1名分

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理 番号	目的外利用又 は外部提供の 別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年 月日	実施 又は 開始 の別	実施機 関	担当部等	担当課等	例外利用をす る部署又は外 部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項 該当号）							備考（提供 する個人情 報に係る本 人の数等）	
									1号（該当す る法令名及び 条項）	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7号（該当 する審議会 の答申番号 等）		
332	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年9月20日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								2名分
333	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年9月26日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	国税徴収法第 141条								1名分
334	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年9月27日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								5名分
335	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年9月29日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	広島県江田島警 察署	刑事訴訟法第 197条第2項								1名分
336	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年9月29日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								2名分
337	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年10月3日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								3名分
338	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年10月3日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	呉市国民健康 保険被保険者 等資格の喪失 確認処理に係 る事務取扱要 領第3条								4名分
339	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年10月5日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								1名分
340	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年10月7日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								3名分
341	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年10月11日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								1名分
342	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年10月11日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	神奈川県横浜水 上警察署	刑事訴訟法第 197条第2項								1名分
343	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年10月12日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	広島県三原警察 署	刑事訴訟法第 197条第2項								1名分
344	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年10月13日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	広島総合法律会 計事務所			○						1名分

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理 番号	目的外利用又 は外部提供の 別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年 月日	実施 又は 開始 の別	実施機 関	担当部等	担当課等	例外利用をす る部署又は外 部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項 該当号）							備考（提供 する個人情 報に係る本 人の数等）
									1号（該当す る法令名及び 条項）	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7号（該当 する審議会 の答申番号 等）	
345	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年10月17日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉本通法律事務所		○						1名分
346	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年10月17日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条							5名分
347	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年10月24日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉税務署長	国税通則法第 74条の2							30名分
348	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年10月25日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条							4名分
349	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年10月25日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	広島県竹原警察 署	刑事訴訟法第 197条第2項							1名分
350	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年10月25日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉税務署長	国税通則法第 74条の2							2名分
351	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年10月27日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条							3名分
352	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年10月27日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	広島県広島中央 警察署	刑事訴訟法第 197条第2項							1名分
353	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年11月1日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条							6名分
354	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年11月2日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条							7名分
355	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年11月7日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条							5名分
356	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年11月10日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条							2名分
357	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年11月15日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長						○		6名分
358	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年11月15日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉税務署長	国税通則法第 74条の2							159名分

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会等の答申番号等）	
359	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年11月17日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1名分
360	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年11月17日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							4名分
361	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年11月22日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	山口県岩国警察署	刑事訴訟法第197条第2項							2名分
362	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年11月22日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	広島県佐伯警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1名分
363	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年11月22日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							3名分
364	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年11月24日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	国税徴収法第141条							1名分
365	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年11月29日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							3名分
366	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年12月2日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							2名分
367	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年12月6日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							2名分
368	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年12月9日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	広島県呉警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1名分
369	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年12月13日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉税務署長	国税通則法第74条の2							25名分
370	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年12月13日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							4名分
371	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年12月15日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							1名分
372	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年12月22日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							5名分

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理 番号	目的外利用又 は外部提供の 別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年 月日	実施 又は 開始 の別	実施機 関	担当部等	担当課等	例外利用をす る部署又は外 部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項 該当号）							備考（提供 する個人情 報に係る本 人の数等）	
									1号（該当す る法令名及び 条項）	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7号（該当 する審議会 の答申番号 等）		
373	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年12月26日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								1名分
374	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年12月26日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	広島県広島西警 察署	刑事訴訟法第 197条第2項								1名分
375	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和4年12月27日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	おおだけ法律事 務所		○							1名分
376	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年1月5日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								5名分
377	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年1月5日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長						○			1名分
378	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年1月6日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	生活保護法第 29条								1名分
379	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年1月10日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								1名分
380	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年1月12日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								4名分
381	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年1月17日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								3名分
382	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年1月19日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	国税徴収法第 141条								1名分
383	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年1月23日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								1名分
384	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年1月25日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	広島県広島南警 察署	刑事訴訟法第 197条第2項								1名分
385	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年1月30日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								2名分
386	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年2月1日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条								3名分

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

整理番号	目的外利用又は外部提供の別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年月日	実施又は開始の別	実施機関	担当部等	担当課等	例外利用をする部署又は外部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項該当号）							備考（提供する個人情報に係る本人の数等）
									1号（該当する法令名及び条項）	2号	3号	4号	5号	6号	7号（該当する審議会の答申番号等）	
387	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年2月6日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							3名分
388	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年2月9日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							2名分
389	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年2月15日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							1名分
390	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年2月20日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							3名分
391	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年2月24日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							2名分
392	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年2月28日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長						○		3名分
393	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年3月1日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							4名分
394	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年3月6日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	広島県広警察署	刑事訴訟法第197条第2項							1名分
395	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年3月6日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	警視庁竹の塚警察署長	刑事訴訟法第197条第2項							5名分
396	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年3月7日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							2名分
397	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年3月9日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							4名分
398	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年3月14日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							2名分
399	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年3月14日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	千葉県我孫子警察署長	刑事訴訟法第197条第2項							1名分
400	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年3月16日	実施	上下水道事業管理者	上下水道局	営業課	呉市長	児童扶養手当法第29条							3名分

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。



整理 番号	目的外利用又 は外部提供の 別	対象となる保有個人情報	実施又は開始の年 月日	実施 又は 開始 の別	実施機 関	担当部等	担当課等	例外利用をす る部署又は外 部提供先	利用・提供の理由（※条例第10条第1項 該当号）							備考（提供 する個人情 報に係る本 人の数等）
									1号（該当す る法令名及び 条項）	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7号（該当 する審議会 の答申番号 等）	
401	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年3月20日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条							2名分
402	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年3月22日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条							5名分
403	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年3月24日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条							2名分
404	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年3月27日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	山口県柳井警察 署	刑事訴訟法第 197条第2項							1名分
405	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年3月27日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条							2名分
406	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年3月28日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条							4名分
407	外部提供	水道使用者に関する個人情報	令和5年3月30日	実施	上下水道 事業管理 者	上下水道 局	営業課	呉市長	児童扶養手当 法第29条							6名分

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

## 自己開示請求等の状況【公表用】

整理番号	請求の内容							決定の内容				
	請求区分	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	請求に係る保有個人情報の内容	訂正請求又は利用停止請求の場合		決定の内容	開示・訂正・利用停止をしない部分	開示・訂正・利用停止をしない理由	開示をしない場合の(※)条例第13条該当号
							当該個人情報の開示年月日	当該求める内容				
1	開示	令和4年8月18日	市長	財務部	収納課	令和4年度 固定資産税 第1期の領収日			開示			
2	開示	令和4年5月24日	市長	財務部	資産税課	家屋見取図			開示			
3	開示	令和4年8月24日	市長	財務部	資産税課	家屋見取図・計算書			開示			
4	開示	令和4年10月18日	市長	財務部	資産税課	家屋計算書			開示			
5	開示	令和5年2月3日	市長	財務部	資産税課	家屋調査票・見取図			開示			
6	開示	令和4年7月15日	市長	市民部	天応市民センター	令和3年1月1日から令和4年7月15日までの本人以外からの住民票の写しの請求に係る交付申請書			部分開示	開示請求者以外の個人に関する情報	特定の個人を識別することができるもの又は開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	第3号
7	開示	令和4年7月29日	市長	市民部	天応市民センター	令和元年1月1日から令和2年12月31日までの本人以外からの住民票の写しの請求に係る交付申請書			部分開示	開示請求者以外の個人に関する情報	特定の個人を識別することができるもの又は開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	第3号
8	開示	令和5年2月3日	市長	市民部	豊浜市民センター	令和4年11月～同年12月中に司法書士が申請した、開示請求者を対象とした戸籍請求について			不存在			
9	開示	令和4年9月20日	市長	福祉保健部	福祉保健課	検診結果			不存在			
10	開示	令和4年11月18日	市長	福祉保健部	保険年金課	後期高齢者医療保険料過誤納金還付充当通知書、介護保険料の払戻しのお知らせ			部分開示	特別送付先	請求者以外の個人情報が含まれているため	3号
11	開示	令和4年7月6日	市長	福祉保健部	介護保険課	要介護認定・要支援認定申請書、介護保険認定調査票、介護保険主治医意見書各写し			部分開示	主治医・認定調査員・調査立会人・認定調査における第三者の状況	開示請求者以外の第三者の状況に係る記載部分については第三者の個人情報であるため。	3号
12	開示	令和4年11月29日	市長	福祉保健部	介護保険課	要介護認定・要支援認定結果通知書・介護サービス給付費明細書			開示			
13	開示	令和4年5月27日	市長	福祉保健部	障害福祉課	身体障害者手帳申請時の医師の診断書の写し			開示			
14	開示	令和4年6月16日	市長	福祉保健部	障害福祉課	身体障害者手帳申請時の医師の診断書の写し			開示			
15	開示	令和5年1月24日	市長	福祉保健部	障害福祉課	身体障害者手帳申請時の医師の診断書の写し			開示			
16	開示	令和5年1月31日	市長	福祉保健部	障害福祉課	身体障害者手帳申請時の医師の診断書の写し			開示			

## 自己開示請求等の状況【公表用】

請求の内容							決定の内容					
整理番号	請求区分	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	請求に係る保有個人情報の内容	訂正請求又は利用停止請求の場合		決定の内容	開示・訂正・利用停止をしない部分	開示・訂正・利用停止をしない理由	開示をしない場合の（※）条例第13条該当号
							当該個人情報の開示年月日	当該求める内容				
17	開示	令和4年5月24日	市長	福祉保健部	生活支援課	診療報酬明細書			開示			
18	開示	令和4年9月27日	市長	福祉保健部	子育て支援課	特定の個人からの迷惑行為の事案に係る事業日誌			部分開示	開示請求者以外の氏名	特定の個人を識別することができするため	3号

※呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年呉市条例第30号）付則第2項の規定による廃止前の呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定をいいます。

## 個人情報の簡易開示の状況

整理番号	対象となる保有個人情報	開示期間	実施機関	担当部等	担当課等	開示の場所	告示年月日	実施件数
								令和4年度
1	市県民税申告書の写し、収支計算書の写し、公的年金の源泉徴収票の写し等	平成19年9月1日から随時	市長	財務部	市民税課	呉市役所3F 市民税課	平成19年9月1日	12件
2	原動機付自転車・小型特殊自動車 標識再交付申請書の写し	平成19年9月1日から随時	市長	財務部	市民税課	呉市役所3F 市民税課	平成19年9月1日	1件
3	本人により提出された給水装置工事申込書兼設計書等	平成19年9月1日から随時	上下水道 事業管理者	経営総 務部	営業課	呉市中央6丁目2 番9号 つばき会 館内3階給排水設 備G	平成19年8月29日	54件
4	本人により提出された排水設備等の新設等の承認申請書（同申請書添付の宅地内排水図面を含む）	平成19年9月1日から随時	上下水道 事業管理者	経営総 務部	営業課	呉市中央6丁目2 番9号 つばき会 館内3階給排水設 備G	平成19年9月1日	25件